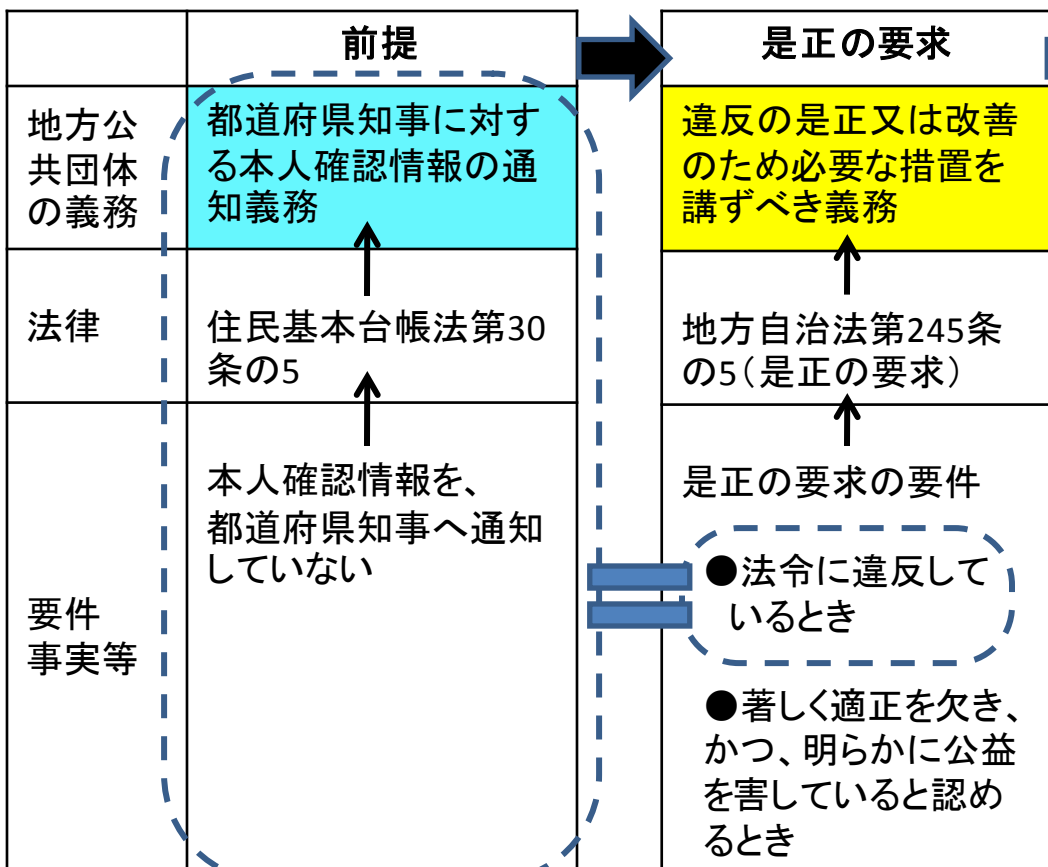


訴訟に向けた流れ(イメージ)



訴訟1(義務付け型)		訴訟2(違法確認型)	
(請求の趣旨=判決の主文)	(請求の原因=判決の理由)	(請求の趣旨=判決の主文)	(請求の原因=判決の理由)
<パターン1>		<パターン3>	
是正又は改善のため必要な措置を講ずべき義務を果たすべきことの命令	◎是正の要求が適法になされている ●法令に違反しているとき ●著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき ◎30日徒過 (◎公益要件)	是正の要求に従わないことが違法であることの確認	◎是正の要求が適法になされている ●法令に違反しているとき ●著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき ◎30日徒過 (◎公益要件)
<パターン2> (請求の趣旨=判決の主文を限定)		<パターン4> (請求の趣旨=判決の主文を限定)	
本人確認情報を都道府県知事に通知すべきことの命令	◎是正の要求が適法になされている ●法令に違反しているとき ●著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき ◎30日徒過 (◎公益要件)	本人確認情報を都道府県知事に通知しないことが違法であることの確認	◎是正の要求が適法になされている ●法令に違反しているとき ●著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき ◎30日徒過 (◎公益要件)

【参考】地方自治法第245条の8(代執行)(抜粋)

- 各大臣は、その所管する法律若しくはこれに基づく政令に係る都道府県知事の法定受託事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは当該各大臣の処分違反するものがある場合又は当該法定受託事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合において、本項から第八項までに規定する措置以外の方法によつてその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、文書により、当該都道府県知事に対して、その旨を指摘し、期限を定めて、当該違反を是正し、又は当該怠る法定受託事務の管理若しくは執行を改めるべきことを勧告することができる。
- 各大臣は、都道府県知事が前項の期限までに同項の規定による勧告に係る事項を行わないときは、文書により、当該都道府県知事に対し、期限を定めて当該事項を行うべきことを指示することができる。
- 各大臣は、都道府県知事が前項の期限までに当該事項を行わないときは、高等裁判所に対し、訴えをもつて、当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判を請求することができる。
- 5 (略)
- 6 当該高等裁判所は、各大臣の請求に理由があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、期限を定めて当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判をしなければならない。
- 7 (略)
- 8 各大臣は、都道府県知事が第六項の裁判に従い同項の期限までに、なお、当該事項を行わないときは、当該都道府県知事に代わつて当該事項を行うことができる。この場合においては、各大臣は、あらかじめ当該都道府県知事に対し、当該事項を行う日時、場所及び方法を通知しなければならない。
- 9~15 (略)